

厚生労働省岐阜労働局
多治見労働基準監督署発表
平成22年11月 5日

担 当	
多治見労働基準監督署	
署 長	横田高光
安全衛生課長	片桐正文
電 話	0572 - 22 - 6381

「メンタルヘルス研修会」の開催について

多治見労働基準監督署（署長 横田高光）は、下記により管内の事業者、衛生担当者等に対して、メンタルヘルス研修会を開催します。

近年の経済・産業構造が変化する中において、厚生労働省実施の労働者健康状況調査報告（平成19年）によれば、仕事や職業生活に関する強い不安や悩み、ストレスを感じている労働者の割合は約6割に上っているとされています。岐阜労働局において実施した「平成22年度安全衛生管理・自主点検計画書」においても、平成21年中にメンタルヘルス不調が原因で休業した労働者がいると回答した事業場の割合は、調査対象事業場全体の12%という結果が出ており、前年度の調査結果（10.4%）よりも増加の傾向を示しています。

またこうした状況を背景に、業務による心理的負荷を原因として精神障害を発症し、あるいは自殺したとして労災認定が行われる事案が近年増加しています。

事業場において、より積極的に労働者の心の健康保持増進を図ることが重要な課題となっておりますが、具体的な実施方法がわからない、人員的に余裕がない等の理由からメンタルヘルス対策が十分に進んでいない状況にあります。

メンタルヘルス対策の推進は、厚生労働省において策定する第11次労働災害防止計画（期間：平成20年度からの5か年）の中でも重要な取組みとされており、当署では、管内の事業場における積極的なメンタルヘルス対策を促すために、本研修会を実施することとしたものです。

記

- 1 名 称 メンタルヘルス研修会
- 2 日 時 平成22年11月11日（木） 午後1時30分から2時間程度
- 3 場 所 多治見市文化会館 大会議室（多治見市十九田町2丁目8番地）
- 4 主な内容 ・ 「労働者の心の健康の保持増進のための指針(メンタルヘルス指針)」の説明
 ・ 管内事業場によるメンタルヘルス対策の「事例発表」
 ・ 岐阜県障害者職業センターによる「職業復帰支援制度」の説明